

令和2年3月4日

亀井委員

県営住宅条例の一部改正について、何点かお聞きします。報告資料に、県営住宅条例の一部改正として、入居者資格要件の見直しについて報告されています。入居者資格要件の見直しについては、令和元年第3回定例会において、私が本会議での代表質問において提案して、知事から要件の緩和をしていくとの答弁があったことから、この検討の進み具合、進捗の仕方に関して何点か確認の意味でお聞きします。

まず、近年県営住宅が建物の老朽化等により応募者数が半減し、空き家が増加しているとのことですが、最近の応募者数や空き家数は具体的にどのような状況になっているか、まず確認させてください。

公共住宅課長

県営住宅は、建設後50年が経過する住宅が、全体約4万5,000戸のうち約2万8,000戸を占めています。老朽化が進む中で年々空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画どおりに進まないといった悪循環に陥っています。

そうした悪循環の中で、応募者数については、2014年度には1万5,320人でしたが、2018年度には8,333人で、最近の5年間で半減しています。また、空き家数については、同じ2014年度には2,583戸でしたが、2018年度は3,794戸と大幅に増加している状況です。

亀井委員

空き家数が増加していることに対して、数倍もの応募者数があるのに、なぜ空き家は減らないのでしょうか。

公共住宅課長

県営住宅は、建設後50年が経過する住宅が全体の約6割ですので、こうした住宅の応募倍率が、実は1倍以下がほとんどという状況です。また、抽選後、当選者の辞退も多い状況があります。

一方で、建設後20年を経過していない平成年代に建てられた比較的新しい、そして交通の便がよい住宅においては、応募倍率が100倍を超えるようなケースも多く見られます。また、現在の入居状況については、全体の4割近くが単身世帯となっています。それに対して、平成30年度の定期募集は全体で2,400戸行っただけですが、その2,400戸のうち、単身向けの募集が約2割という状況で、この応募倍率は7.9倍という状況です。

つまり、全体として老朽化した住宅の募集が多いことと、そして、その中で単身者向けの住戸の募集が少ないことが、応募者のニーズとマッチしていないということで、空き家がなかなか減っていかないのではないかと考えています。

亀井委員

今、答弁の中でいろいろな方が応募されるが、当選の辞退があるということでした。何で当選の辞退があるのでしょうか。もう一回確認させていただいてよいですか。

公共住宅課長

老朽化した住宅、室内、設備を見てそれを理由として辞退される方が全体の半数ぐらいです。そのほかは、市営住宅に抽選が当選など、それ以外の理由もあります。

亀井委員

あと、高齢者が増えているので、4階、5階で当たったのだがエレベーターがなくて辞退する方も、最近多いように聞いていますので、そういうところもしっかりと注視していかなければいけないと思っています。

そうした状況の中で、これまで対象としてこなかった住宅困窮者のニーズに対応するためとありますが、どのようなニーズに基づいて要件の見直しを行うのでしょうか。

公共住宅課長

公営住宅法では、入居者資格として収入要件や住宅困窮要件を規定していますが、その他の要件については、各自治体が地域の実情に応じて定めることができます。

そこで、本県では、従前から応募者数が多く応募倍率が高いことなどから、県営住宅条例において単身者の場合の年齢要件を60歳以上と規定してきました。こうした中で、平成29年度に策定した県の住生活基本計画では、住宅困窮者、つまり住宅確保要配慮者として低所得の若年、中高年単身者などが増加しているとしています。また、実際に県営住宅の入居者募集窓口に対しても、若年、中高年単身者からの入居問合せが多くありますので、今後はこのようなニーズにも対応する必要から、年齢要件を廃止したいと考えています。

亀井委員

少し前から言われていますが、私としては提案した理由として、就職氷河期の方々には正社員になれなくて、非正規社員のままでずっと過ごしています。収入の面で結婚ができず、だから単身で暮らしているのですが、住宅にも困窮していて、そういう方々に入っていただきたいと思っています。

就職氷河期の方が住宅に困窮していますが、大体何歳ぐらいの方を、この就職氷河期の方だと当て込んで見えていますか。

公共住宅課長

いわゆるロスジェネ世代という言い方があると思います。それがおよそ40歳の方かと思います。そういった方々からの入居ニーズもあると思いますが、特に県営住宅の入居者窓口において問合せが多いのが、単身者の年齢要件を60歳以上としており、その少し手前の40歳代後半から50歳代の方が多いので、ロスジェネ世代も含め、40代、50代の方をターゲットに、入居者資格の見直しは効果があるのではないかと考えています。

亀井委員

次に、居住要件について、現在県内に6か月以上住所を有するという居住要件がある、それを廃止するということですが、今後どのようにしていくのかお聞きします。

公共住宅課長

現在は、県営住宅に入居できる方は、既に県内に居住しており、かつその期

間が6か月以上ある方に限定しています。居住要件を廃止することによって、これからは介護、育児、仕事、あるいは近居などのために他県から本県に転居したい方も申込みできるようになると考えています。

亀井委員

多世代近居というか、そういう方々に近くに住んでいただきましょうという趣旨なのでしょう。今回の見直しは、単身入居者の年齢要件と県の居住要件の廃止で、平成29年第3回定例会において私から本会議で代表質問したのですが、そのときに入居名義の引継ぎについてお聞きしたところですが、これは現在どのように考えているか、再度お聞きします。

公共住宅課長

入居名義の引継ぎは、県営住宅の入居が公募を原則としているところ、入居名義人が死亡したなどの場合には、例外として同居している配偶者または高齢者、60歳以上の方であれば、その方に名義を引き継げる取扱いです。

もともと、以前は子や孫など三親等までは対象として認めていましたが、全国的に公営住宅の応募倍率の高い状況の中で、新たな入居希望者との公平性の観点から、平成18年に全国横並びで配偶者等に対象を限定した経緯があります。

しかし、ここ数年、現在認めていない子や孫などからの求めが段々増えてきました。平成29年9月の亀井議員からの御質問に対しては知事から、どこまでを公募の例外とすべきか、専門家の意見を聞きながら検討していくと答弁しました。

その後、私ども事務方で専門家に御意見を聞いたところ、専門家からは、現在のところ不要ではないかという意見でしたが、一方で、平成29年以降も応募倍率が毎年下がっている状況があります。そうした中で、今後は他県の状況などもよく注視しながら、引き続き状況について検討し、入居名義の引継ぎについて検討していきたいと思えます。

亀井委員

確かに公平性は追及しなくてはいけないと思うのですが、今までの答弁の中でも、住宅に関しては倍率が高いところと倍率が低いところがあって、多分1倍行かないところがあるかと思うのです。高いところは確かに、いっぱい入りたい方がいるので需要が高いですから、そんなわがままは言っていただけませんが、募集しても集まらないようなところでの入居名義の引継ぎは、柔軟性をもって考えてくださってもよい時期かとも思っていますので、公平性という観点も私は大事だと思うし、しかし1倍に満たない空き住戸がたくさん出てくるような、そういう可能性のあるところもあるので、そのようなバランスも考えていただければと思います。

次に、現状では単身向け住宅の募集戸数が少なく、年2回実施している定期募集では応募倍率が高いと聞いています。今回の見直しによって、さらに応募倍率が高くなってしまって、これまで対象であった60歳以上の高齢単身者の入居が難しくなるという懸念が出てくるかと思うのですが、この点についてはどのように考えていますか。

公共住宅課長

今回見直しを行いますと、応募者数が増加することで、委員おっしゃるとお

り、60歳以上の高齢単身者の方については、今までも入居が難しかったところ、このままでは一層入居が難しくなることが予想されます。実際に議員からの御質問の後、いろいろ新聞報道もされたことを受けて、入居者窓口にそういった苦情、御意見もいただきました。

そこで、私どもとしては、単身向け住宅の募集の増加を図る必要があると考えていて、まずはこの見直しの前に、この4月に常時募集、5月には定期募集という募集を予定していますが、その募集において単身向け募集は、現在は高齢単身に限りですが、高齢単身向け募集の住宅数を大幅に増やしていきたいと考えています。

この応募状況を分析した上で、今後議案として、入居者資格の見直しについて御議論いただいて議決いただいた後、その議決をいただければ、令和2年10月以降の定期募集や常時募集において、高齢単身者についても、それから今後の60歳未満の単身者についてもどちらも入居を増やしていけるよう、募集方法を工夫して取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

今まで60歳未満の単身者、さらに6か月以上の居住要件の撤廃という流れの中で話が出てきたのですが、これから住宅の中でも建て替える住宅もあります。住宅の建て替えをしなかったとしても、例えば、内装の補修などを行うところもあるではないですか。新しくなる、建て替えをする中の、修繕するなどの形で、住宅もより住みやすくなるのですが、そのような住宅になっても、60歳未満の単身者、さらに6か月以上の居住要件の撤廃は、そのままこのスキームが当てはまるということでしょうか。

公共住宅課長

入居者資格の見直しは条例で改正していきたいと考えていますので、全ての住宅においてその要件は適用するように考えています。

亀井委員

先ほど先行会派の質問の中で、自治会の方々が高齢化していることがあって、言い方は悪いかもしれませんが、高齢者が役員などになっていると、自治会の弱体化、形骸化まではいかないのですが、結構力が弱ってしまっているのです。

先ほどの質問だと、そういう自治会の形骸化があるが、その団地にお住まいの方々はそれ以上に空き住戸のことが心配で、そこをしっかりと行ってほしいとの答弁だったと思うのですが、私が聞いているところ、この自治会の弱体化のほうを何とかしてもらいたいという話なのです。

そうなってくると、例えば、高齢者の方々が役員になっているという状況から、60歳未満の方々が今度入居しやすくなると、単身者の方ですが入居しやすくなるので、その方々のシェアがどんどん膨らんでいったときに、そういう方々に自治会を活性化してもらいたいとは思っています。そのような形のスキームを、何とか考えられますか。

公共住宅課長

今、入居者は高齢者が多い状況ですので、新しく建て替えをしていくことによって、募集方法の見直しだけでなく、若い方が応募していただけるような魅力ある住宅にしていくことによって、若い方の入居を増やし、自治会活動も、

バランスよい入居者の構成にして、活動が活発になっていくように期待しています。

亀井委員

いろいろな住宅を回ってお話を聞いてくると、自治会活動がなかなかうまく進まず、例えば、共益費や自治会費を集金するにしても、普通の家賃と一緒に集めてくればよいのだが、なかなかそこはうまくいかなくて、そこも大変だということです。

一人一人に回るといっても、高齢者だからなかなか大変で、階段を上がるのも下りるのも大変ということもあるのです。そういうことが顕在化しつつある中で、60歳未満の方々の居住者が増えて、そういう方々にも少し汗をかいてもらいたいというのが、実際のところなのです。

ですから、そういうところもしっかりと工夫していただきながら、県営住宅条例の一部改正に関しても、しっかりとスムーズに移行できるよう要望したいと思います。

次の質問ですが、建設業の担い手確保に向けた取組について、何点かお聞きします。

昨年の6月、建設業の働き方改革を進めて将来の担い手を確保することを目的に、公共工事の品質の確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で構成されている、いわゆる担い手3法が一体的に改正をされました。そこで、今回報告があった最低制限価格率の見直しですとか、週休2日制確保モデル工事の見直しについて、担い手3法の改正の趣旨を踏まえて何点かお聞きしたいと思います。

まず、この担い手3法の改正のポイントをもう一回確認させていただいていいですか。

県土整備経理課長

これは、社会インフラの整備とその担い手の確保を実現するために、担い手3法の改正が平成26年に行われ、適正な利潤を確保できるようダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成、確保のための基本理念や具体的措置が規定されました。

また、昨年6月には働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化を新たな見直しのポイントとして掲げ、法が改正されたところです。

亀井委員

今回報告があった最低制限価格率の見直しで、担い手3法の改正趣旨との関連について、どのように考えていかれるのかお聞きします。

県土整備経理課長

担い手3法の一つである品確法では、公共工事の担い手を中長期的に育成、確保するための適正な利潤が確保できるよう、ダンピング対策の徹底を発注者の責任として規定しています。今回の最低制限価格率の見直しは、ダンピング受注による拙悪工事を防止することで、公共工事の品質を確保し、適正な利潤の確保をもって県内中小建設業者の健全育成を図る取組であることから、法の趣旨を踏まえた取組であると認識しています。

亀井委員

次に、同様に報告があった建設現場における週休2日制確保モデル工事について、どのように関連性を持って取り組まれていくのかをお聞きます。

技術管理課長

働き方改革の推進という柱の中で、労働環境の改善に向けた取組として、週休2日制確保モデル工事の取組を行っているところです。この週休2日の取組を一層推進させるために、今般見直しを行ったところです。

亀井委員

週休2日のことに関して、今担い手3法との関連でお聞きしたのですが、今まで県は4週8休、それが4週7休、4週6休へと、働き方の観点からフレキシブルにそういう形で移行するという話ですが、この端緒になったきっかけは何でしたか。

技術管理課長

週休2日を一層推進していくためには、4週8休だけではなく、より取り組みやすい4週6休、4週7休にも適用することで、推進が加速されると考えたことと併せて、建設業界からのヒアリングの結果においても、こういったものを導入してほしいといったお話もありました。こういったことを踏まえて、今回、段階補正を導入するものです。

亀井委員

業界から言われるのでしょうか。そういう形にしないと若い方が入ってこないから、お金よりも休みをくれという方が結構増えているという話なので、そうなってしまうと、そのぐらいフレキシブルに考えてあげないと、なかなか難しいと思うのです。

例えば、ここの4週6休以上7休未満のところの補正係数を報告資料の中で見ますと、土木工事の労務費が1.01、機械経費のところも1.01、建築工事の労務費が1.01ですが、1.01といっても金額ベースにしないとよく分からないのですが、金額ベースにするとどのような感じになるのですか。5,000万円の工事だったらどのぐらいになるのですか。

技術管理課長

労務費の部分で、大体の試算では5,000万円ぐらいの土木工事だと、労務費の補正係数1.01が掛かった場合には大体約0.3%の上昇になるかと思います。ですから、労務費の部分で、5,000万円なら15万円ぐらいの上昇になるかと思っています。建築のほうについても0.3%ぐらいですので、5,000万円ぐらいですと、15万円ぐらいの試算であると思われれます。

亀井委員

労務費で換算していただくと、5,000万円のところ5,000万円プラス15万円ぐらいという話なのですが、15万円ぐらいの金額で効果はあるのですか。

技術管理課長

週休2日そのものを働き方改革という視点で進めていくに当たっては、必要な経費の割増分を考慮して発注することで進んでいくものと考えていて、先日答弁させていただきましてとおり、現在週休2日のモデル工事を進めていく中で、完成した工事については全て4週8休を達成していただいているところも

ありますので、一定の効果はあるのではないかと考えていますが、まだ全部の工事が集計できているわけではないので、その辺は引き続き見ていきたいと考えています。

亀井委員

業界の意向を聞いて、今のようなフレキシブルな対応にしてくださっているということもあるのですが、こういう形で効果があるのかということも検証していただきながら、業界と連携していただいて、前向きに取り組んでいただければと思います。

また、働き方改革の中で、働いている方々の賃金がどうしてもクローズアップされます。その中で設計労務単価の話がいつも出るのですが、この設計労務単価は、今までどのような形で推移してきたのでしょうか。

技術管理課長

設計労務単価は、このたびも令和2年3月1日に引き上げることになるのですが、これまで8期連続で引上げという形で推移してきています。

亀井委員

8期連続で労務単価はアップですが、この労務単価のアップが、働いている方々の賃金のアップに直結することが大前提だと私は思っているのです。そういうことを考えると、今までの現状を県としてどのように認識していますか。

技術管理課長

労務単価の引上げも踏まえて、公共工事の品質の確保の促進に関する法律の中で、発注者は公共事業等を実施する者が適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格を的確に把握した積算により取引価格を定める必要があるといった部分に即して予定価格を設定しており、予定価格の積算に当たっては、当然労務単価の速やかな活用に努めることを、国も準備していますので、こういったものをしっかり反映して、リアルタイムでそういう反映ができるような形で、建設現場にそういったものに行くような努力をしているところで、週休2日も進んでいると思っています。

亀井委員

答えにくい質問であったかもしれませんが、ぜひそのところは、労務単価のそもそもの定義、在り方をしっかりと踏まえた上で、発注者側、受注者側に対して、しっかりと県の立場、スタンスを持って取り組んでいただきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いします。

次に、先ほど説明があった担い手3法の改正では、働き方改革の推進のほかに、生産性向上への取組と災害時の緊急対応強化ということもうたわれて、主な柱となっているのですが、これらに関連する取組についてどのように取組を行っているのか、簡単に教えていただけますか。

県土整備経理課長

まず、生産性向上への取組について、情報通信技術を建設工事に導入し、生産性を向上させることを目的として、平成29年度からICT活用モデル工事を実施しています。また、災害時の緊急対応強化についてですが、今回の法改正では、近年自然災害が激甚化、頻発化していることを踏まえて、緊急性に応じた適切な入札契約制度の選択を発注者の責務として規定しています。

災害復旧工事等の発注に当たっては、入札制度をかながわ方式の理念に基づき、条件付一般競争入札を原則としつつも、応急復旧工事や緊急性の高い本復旧工事等については随意契約を、一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事等で、条件付一般競争入札に付す時間的余裕のないものについてはいのち貢献度指名競争入札を選択するなど、緊急性に応じた適切な入札契約方法を、本県ではかねてから活用しているところです。

亀井委員

生産性向上への取組に関して、ICT化という話なのですが、現状どのような形でICT化は進んでいるのですか。

技術管理課長

ICTですが、県でも平成29年度から取組を始めたところで、令和2年2月末までに県土整備局が発注する大規模土木工事で、15件のモデル工事を実施している状況です。

亀井委員

15件のモデル工事は具体にはどのような感じなのですか。

技術管理課長

土の掘削、法面の掘削といったものを行っていますが、ICTの説明を補足させていただきますと、掘削の土木工事などではドローンなどによって三次元測量を行って、この成果を基に三次元データの設計を作成し、このデータを建設機械に連動させて掘削作業を制御することで、作業の効率化につなげていくといったものがあります。

亀井委員

何となく分かりましたが、これも進めていかれるのだらうと思いますので、進捗を見守っていきたいと思います。

先ほど、お昼の休憩でニュースを見ていたときに、これは皆様も御覧になっていたと思うのですが、今、新型コロナウイルス感染症の被害状況ということで、飲食業や宿泊業などは結構なダメージを受けています。建設業はどのぐらいのダメージを受けているのですか。分かる範囲で教えていただけますか。数的なところではなく大体どのような雰囲気になっているか少々知りたいと思っています。建設業が軒並みやられてしまっていると大変だと思っています。

県土整備局企画調整担当課長

建設業において、新型コロナウイルス感染症が発生したのは、全国的には熊本県と千葉県と聞いています。神奈川県において、建設業協会と情報交換をしましょうと連絡していますが、現時点で私どもは建設現場で発生したといった報告は受けていません。

一方で、国は建設現場において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に対して、処置を早めに行うとともに、工事現場を休止することなどに対して、適切に発注側も対応するようにというような文書を発出しており、本県としても、同様の内容を加味して発注者全体に周知をしているところです。

亀井委員

別に細かく話を聞くところではないと思うのですが、まさに今、存在する危機なので、これに対して建設業や土木もそうですが、例えば、これに対して、

工期が延びる、この期に及んで発注者側が受注者側にきついことを言うなど、そういうことがないようにしなくてははいけないでしょうし、あとは、工事を行う現場の方々が休んだときの雇用の在り方、雇用調整助成金などもあるから、そのスムーズな受入体制や手続の仕方も考えておかななくてははいけないと思っていて、どのぐらいの認識があるかお聞きしたのですが、今、神奈川県では発生していないかもしれないが、いざ発生したときにはもう遅いので、そこはしっかりと考えていただかなければはいけないと思いますので、よろしくお願ひします。

この質問の最後に、担い手の確保に向けて総論的に今後どのように進めていくのかお聞きします。

技術管理課長

公共工事の担い手確保に向けての取組は、これまで御説明させていただいた最低制限価格率の見直し、週休2日制、ICT技術の活用の推進などをもって進めているところです。今後も建設業界の意見をいただきながら、こうした取組を着実に進め、取り巻く環境の変化を踏まえて、入札制度の見直し、働き方改革、生産性向上のさらなる推進をもって、引き続き担い手確保にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

最後になりますが、神奈川県流域下水道事業の市町負担金について、何点かお聞きしたいと思うのですが、まず、令和2年度当初予算の市町負担金について伺います。常任委員会資料に各市町の負担額が記載されています。総額で見た場合に、令和2年度の負担金は令和元年度に比べてどのような変動があるのか、伺います。

下水道課長

流域下水道事業の令和2年度当初予算の市町負担金は、相模川流域と酒匂川流域を合わせて、総額で約124億円です。令和元年度の当初予算の市町負担金の総額は約126億円であり、金額で約2億円、率として約2%の減少となっています。

亀井委員

令和2年度の負担金が令和元年度よりも約2%の減となったということですが、その理由は何ですか。

下水道課長

公営企業会計への移行により、予算計上の仕方に変更が生じているほか、国が規定している負担原則などを踏まえて、県と市町の負担区分の見直しを行った結果、市町負担が約4億4,000万円の減となりました。また、その他の増要素として、修繕工事等の増加による約2億4,000万円の増があつて、負担金の総額として約2億円の減となったことによるものです。

亀井委員

令和2年度の市町負担金が令和元年度と比べて2億円の減ということですが、企業会計移行に合わせて県、市町負担を見直して、市町負担が増える方向性で市町と調整していると聞いているのですが、市町負担金について、令和3年度以降どのように推移していくか、どのように見込んでいますか。

下水道課長

市町負担の見直しとして、新設する施設の減価償却費などを県全額負担から市町一部負担へ変更することなどについて、市町と協議を行いました。その結果、令和元年度以前の建設分は負担対象から除外して、令和2年度以降の建設に係る減価償却費等に限定して、令和3年度から市町の負担を開始することを合意しました。このために、年度ごとに発生する減価償却費などに応じて、令和3年度から少しずつ市町の負担が増える見込みです。

亀井委員

減価償却費に関して、市町に負担してもらおうという話なのですが、減価償却費というのはいわゆるダミーで、費用に当たるのですが、それに対しての収入はどのようなものがあるのですか。

下水道課長

会計上の仕組みで、減価償却費がいわゆる費用分であって、それに見込む収益分として、長期前受金を計上します。その長期前受金と減価償却費の差し引き分に関して、これから県、市町の負担を求める予定です。

亀井委員

長期前受金を除いた残りの市町負担金、県の負担金に関して、それぞれのシェアはどのくらいですか。

下水道課長

全体で、県が70%で市町が30%の割合です。

亀井委員

これは、その前の問いのときに、市町の負担も少しずつ増えていくような答弁があったとも思うのですが、シェアが30%で一定だといったところでも、これを年数が過ぎていく段階によって、やはり下水道全体の老朽化や耐震化対策などを行っていかなくてはいけないので、その年によっては工事費が膨らんでくることや、減ることはないと思うのですが、膨らむ可能性が十分あると思うのです。

しかし、30%といっても金額ベースだと結構膨らんでしまうこともあるので、そのときの市町の負担はそれなりに勘案しなければいけないと思うのですが、これはどのように考えていますか。

下水道課長

委員おっしゃるとおり、今後改築、新築に関して、需用費がどれだけ増えていくか、そこはなかなか難しいところです。県としては、会計制度を導入して見える化をしますので、今後どのようにお金がかかるのか、改築、更新にどうかかるのか、そこを明らかにすることも一つの目的と考えています。

市町に対しては、今後の費用の見込みや、収支のバランス等を勘案しながら、幾らこれからかかっていくのかを十分お話ししながら、事業を進めたいと考えています。

亀井委員

下水道は、使っていてありがたみがないというか、自然に使っているというか、普通に使っている人がほとんどなので、なかなか表面化しないのですが、受益者負担という形をとると、皆様に負担していただかなくてはならないとい

うこともあるのですが、しかし、市町の負担がかなり激しく変動することは、なかなか厳しい話になると思うのです。ぜひそこを見ていただきながら、今後国、県、市町として、この課題にしっかりと取り組んで、乗り越えていかなければいけないのですが、今後どのように対応していくのか最後にお聞きします。

下水道課長

委員おっしゃるとおり、下水道を取り巻くヒト・モノ・カネの課題は大きいものがあります。今後の事業運営のポイントとしては二つ考えており、一つは経営戦略を策定して、投資と財源の収支が均衡するように、流域下水道事業の経営改善を図ることです。2点目は、広域化、共同化計画など、流域下水道事業以外の下水道事業などとの連携により、施設や事務の最適化を図ることを考えています。いずれにおいても、市町の協力が不可欠です。

県としては、新たに整備する財務諸表に基づき、経営の状況を適宜市町と情報共有し、社会情勢に合わせた事業運営について丁寧に御意見を伺うなど、引き続き市町と協力して、一層取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

これから人口も減少していきますし、神奈川県の中でも人口の偏在などもあるでしょうから、そういうことも踏まえた上で、スムーズに取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。